

太田市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年12月16日

太田市長 穂 積 昌 信

太田市条例第66号

太田市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

第1条 太田市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年太田市条例第27号）の一部を次のように改正する。

第10条第2項中「100分の125」を「100分の127.5」に改める。

第10条の2第2項中「100分の105」を「100分の107.5」に改める。

第2条 太田市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。

第10条第2項中「100分の127.5」を「100分の126.25」に改める。

第10条の2第2項中「100分の107.5」を「100分の106.25」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の太田市会計年度任用職員の給与及び

費用弁償に関する条例（次項において「改正後の条例」という。）第10条第2項及び第10条の2第2項の規定は、令和7年12月1日から適用する。

（給与の内払）

- 3 改正後の条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の太田市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。